

## (仮称) 墨田区資源環境審議会の設置について

### 1 (仮称) 墨田区資源環境審議会の概要

#### 設置根拠

墨田区環境基本条例第 16 条に基づき区長の附属機関として設置

墨田区議会 2 月議会にて条例改正議案を提出

#### 設置日

令和 7 年 4 月 1 日 (予定)

#### 組織

区長が委嘱する 20 人以内の委員で組織する。

【内訳】学識経験を有する者	: 5 人以内
区議会議員	: 2 人以内
区民、事業者及び区長が必要と認める者	: 13 人以内

#### 審議事項

- ア 環境基本計画に関すること
  - イ 環境の共創に関する基本的事項
  - ウ 一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項
  - エ 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項
- 令和 7 年度審議事項 (予定)
- ア 第三次すみだ環境の共創プランの策定
  - イ 墨田区一般廃棄物処理基本計画 (第 4 次) の中間改定

### 2 (仮称) 墨田区資源環境審議会委員の選定について

審議会委員の区民公募については、3 月下旬～4 月上旬に実施する予定です。時期がきましたら現行の委員の皆様にお知らせします。

また、併せてすみだ環境共創区民会議委員の公募を行っています (別添参照)。御興味のある方はすみだ環境共創区民会議への参画も御検討ください。

なお、学識経験者、事業者、各団体の方につきましては、個別に調整させていただいております。お手数ですが、引き続き、御協力の程よろしく申し上げます。

## (仮称)墨田区資源環境審議会 関連法規

資源環境審議会を規定する条例・規則については、現在改正手続きを行っています。  
以下は改正後の条例(案)、規則(案)を記載しています。

### すみだ環境基本条例(平成17年墨田区条例第57号)

(資源環境審議会)

第16条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、区長の附属機関として、墨田区資源環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

環境基本計画に関すること

環境の共創に関する基本的事項

一般廃棄物の減量等及び資源の循環的利用に関する事項

前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 審議会は、環境の共創に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、学識経験を有する者、区議会議員、区民及び事業者その他必要があると認め者のうちから、区長が委嘱する20人以内の委員で組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、墨田区規則(以下「規則」という。)で定める。

### すみだ環境基本条例施行規則(平成18年墨田区規則第25号)

(審議会の組織)

第3条 条例第16条第4項に規定する墨田区資源環境審議会(以下「審議会」という。)の委員は次のとおりとする。

学識経験を有する者 5人以内

区議会議員 2人以内

区民、事業者及び区長が必要と認める場者 13人以内